

流域下水道条例施行規則をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第59号

流域下水道条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、流域下水道条例（平成24年岩手県条例第92号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第1項第1号ウの規則で定めるもの)

第2条 条例第3条第1項第1号ウの規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造の排水施設及び処理施設
- (2) 前号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、排水施設及び処理施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全及び人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められる排水施設及び処理施設

(条例第3条第1項第1号オの規則で定める措置)

第3条 条例第3条第1項第1号オの規則で定める措置は、耐震性を確保するために講ずべき措置として次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。以下同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な当該排水施設又は処理施設の損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化、地下連続壁の設置その他の有効な当該排水施設又は処理施設の損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、排水施設又は処理施設に用いられる材料、排水施設又は処理施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、耐震性を確保するために必要と認められる措置

2 前項に規定する「耐震性能」とは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める性能をいう。

- (1) 排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設ける排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は地震によって破損した場合に災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。以下この号において同じ。）及び処理施設 次に掲げる性能

ア 排水施設及び処理施設の供用期間中に当該排水施設及び処理施設を設置する地点において発生するおそれが高い地震動に対し、当該排水施設及び処理施設について、所要の構造の安定を確保し、かつ、健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

イ 排水施設及び処理施設の供用期間中に当該排水施設及び処理施設を設置する地点において発生するおそれがある地震動（アに規定する地震動以外の地震動であって大きな強度を有するものに限る。）に対し、当該排水施設及び処理施設について、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、流下能力及び処理機能を保持すること。

- (2) 前号に掲げる排水施設以外の排水施設 同号アに定める性能

(条例第3条第1項第2号アの規則で定める数値)

第4条 条例第3条第1項第2号アの規則で定める数値は、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径 100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）

- (2) 排水渠^{きよ}の断面積 5,000平方ミリメートル
(条例第3条第1項第3号イの規則で定める措置)

第5条 条例第3条第1項第3号イの規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置
(条例第4条第5号の規則で定める措置)

第6条 条例第4条第5号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排ガスの処理等の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附 則

この規則は、公布の日から施行する。